

遺言代用信託
あす
〈七十七〉未来のあなたへ



77 BANK 七十七銀行  三井住友信託銀行

商品についてのお問い合わせ

詳しくは、お近くの七十七銀行の店舗にお問い合わせいただくか、ホームページにてご確認ください。

2021年4月1日現在 P3009]-00

〈代理店〉
77 BANK 七十七銀行

〈所属信託会社〉
 三井住友信託銀行

「遺言代用信託〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ」

5つの特徴

1 簡単・迅速

一般的な相続

- 受取人をあらかじめ指定するには**遺言書の作成が必要**
- 相続手続きが完了するまでの数カ月**銀行口座が凍結**



「〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ」を活用した場合

- 受取人を指定するのに**遺言書の作成は不要**
- 簡単な手続きで**遺産分割協議前**に出金可能



2 選べる〈一時金型〉と〈年金型〉

一時金型

- 万が一に備えて、**自身の葬儀費用等をあらかじめ用意可能**



年金型

- 自分が亡くなったあとも、**配偶者の生活資金の支援が可能**



3

幅広い受取人の指定が可能

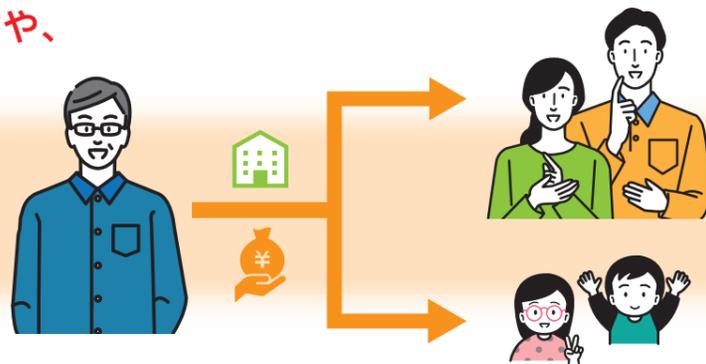
一般的な相続

- 遺産分割協議を行ったうえで、法定相続人に財産を引き継ぎます。

「〈七十七〉未来のあなたへ」を活用した場合

- 法定相続人のほかに、お孫さまや、お子さまの配偶者など、幅広いお受取人を指定することが可能です。

※お申込金額やお受取方法に一定の制限がございます。



4

元本保証

- 元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。信託元本は、預金保険制度の対象です。

5

「遺贈寄付」にも対応（〈一時金型〉のみ）

一般的な遺贈寄付

- 遺言書の作成が必要です。

「〈七十七〉未来のあなたへ」を活用した場合

- 簡単な手続きで、学校や医療機関等へ「遺贈寄付」が可能です。

※本商品を通じた「遺贈寄付」先については、提携先法人に限定します。

※本商品を通じた「遺贈寄付」は、お申込みいただける金額に上限があります。

※提携先法人や「遺贈寄付」の流れについては、七十七銀行担当者にお問い合わせください。

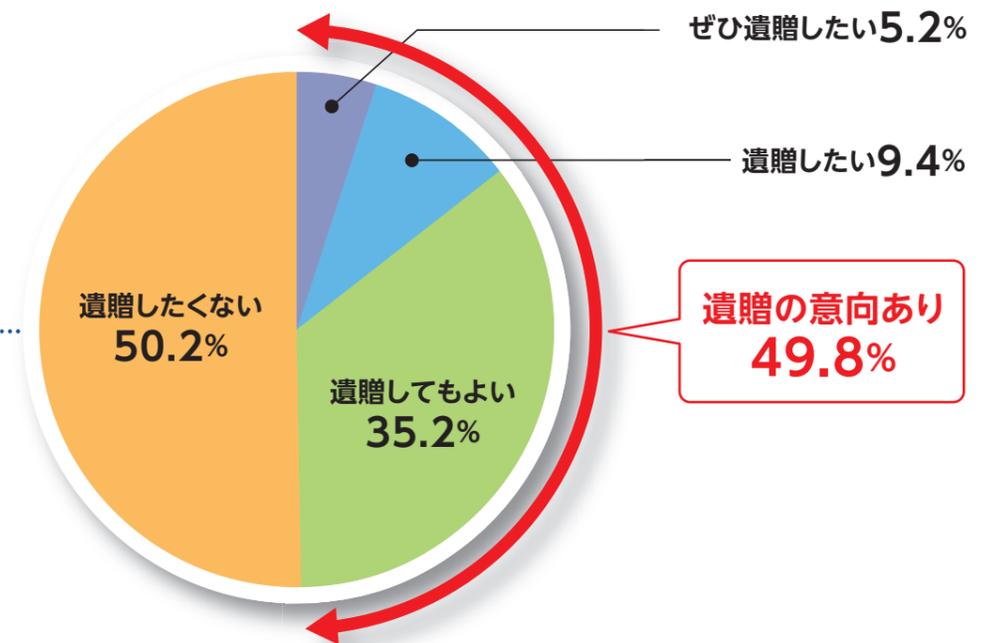


「遺贈寄付」について

『〈七十七〉未来のあなたへ』を活用し、あなたの想いを実現しませんか？
簡単な手続きで、本商品を通じ提携先へ遺贈することが可能です。

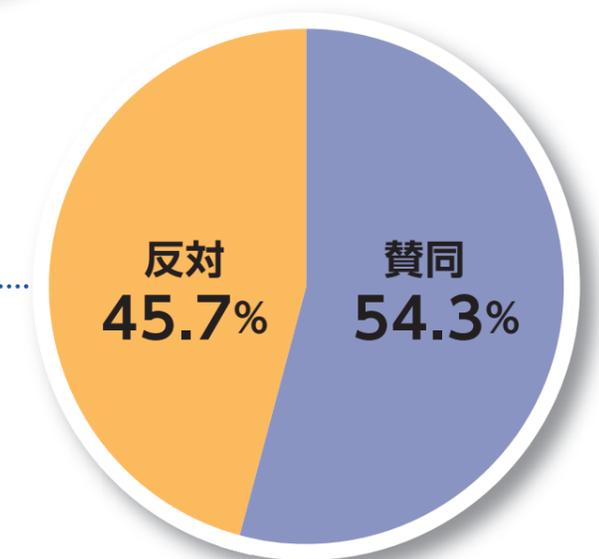
「遺贈」の意向度について

全体の約半数に遺贈の意向があることがわかりました。



親族が遺贈を希望した場合の家族の反応

親族が遺贈を希望した場合、家族の半数以上が前向きな反応を示すことがわかりました。



出典：特定非営利活動法人 国境なき医師団日本『「遺贈」に関する意識調査2018』をもとに七十七銀行作成

調査概要

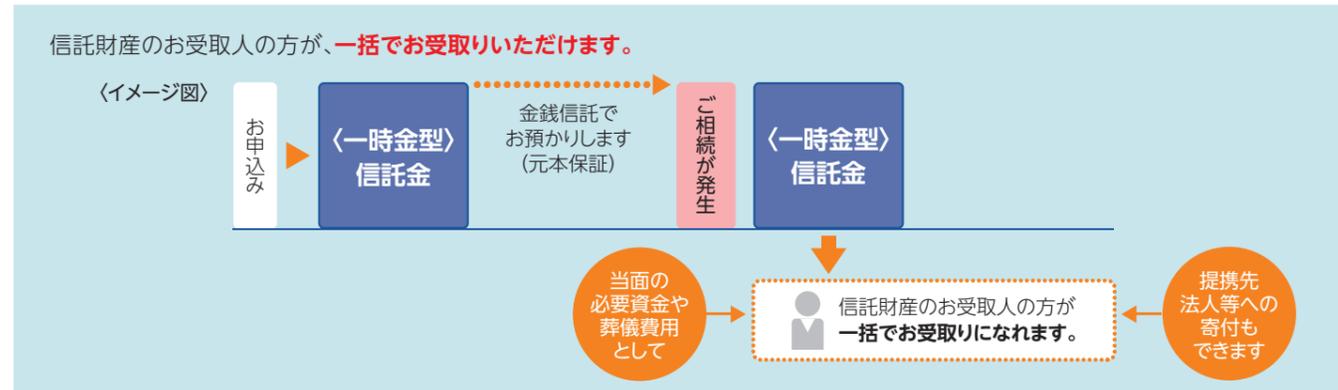
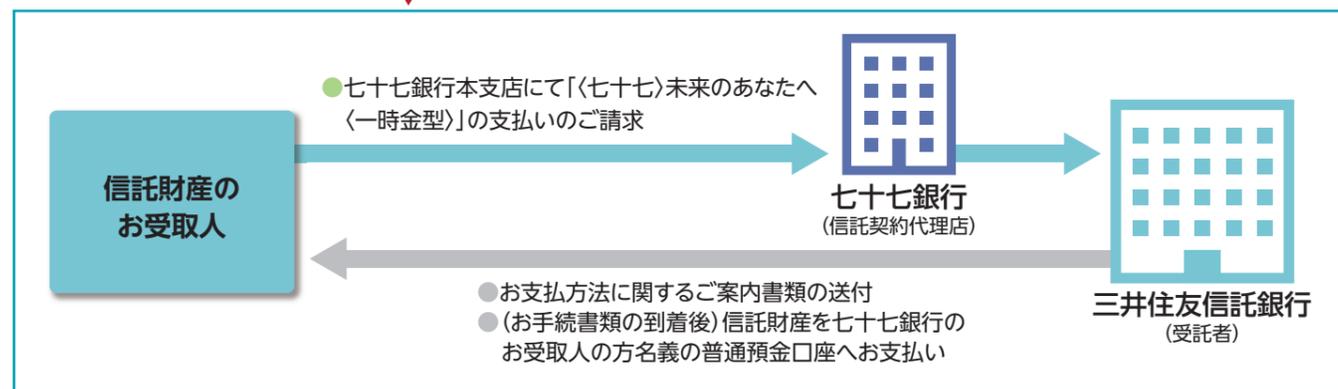
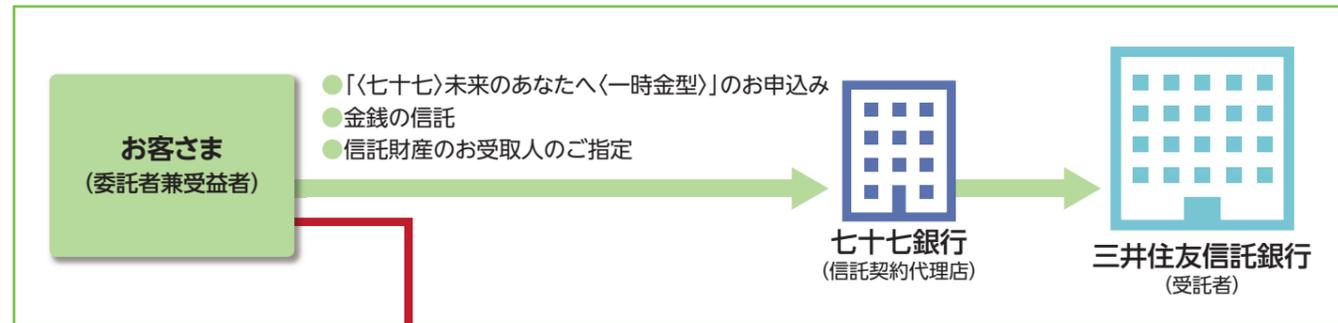
調査方法	インターネット調査
調査対象	20代～70代の男女各100名 合計1,200名
調査エリア	全国
調査期間	2018年6月22日～2018年6月28日
調査協力会社	株式会社ネオマーケティング

あす
〈七十七〉未来のあなたへ〈一時金型〉

「〈七十七〉未来のあなたへ〈一時金型〉」の仕組み

ご相続が発生した場合、のこされたご家族の方は、「葬儀の段取り」「相続関係の手続き」といったさまざまなお手続きが待っています。「〈七十七〉未来のあなたへ〈一時金型〉」は、お客さまにご相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいたご家族の方等にお預かりしている信託財産を一括でお支払いする商品です。
当面の必要資金や葬儀費用など、万一の際にすぐ使えるご資金を備えておくことができます。

- 元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。
- お申込時に、お客さまの法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等の中から、信託財産のお受取人としてお一人さま、または一法人をご指定いただきます。
- ご相続が発生した際、本信託でお預かりしている信託財産は、信託財産のお受取人の方が七十七銀行本支店に所定の書類をお持ちいただくことで、遺産分割協議前でも迅速にお受取りいただけます。

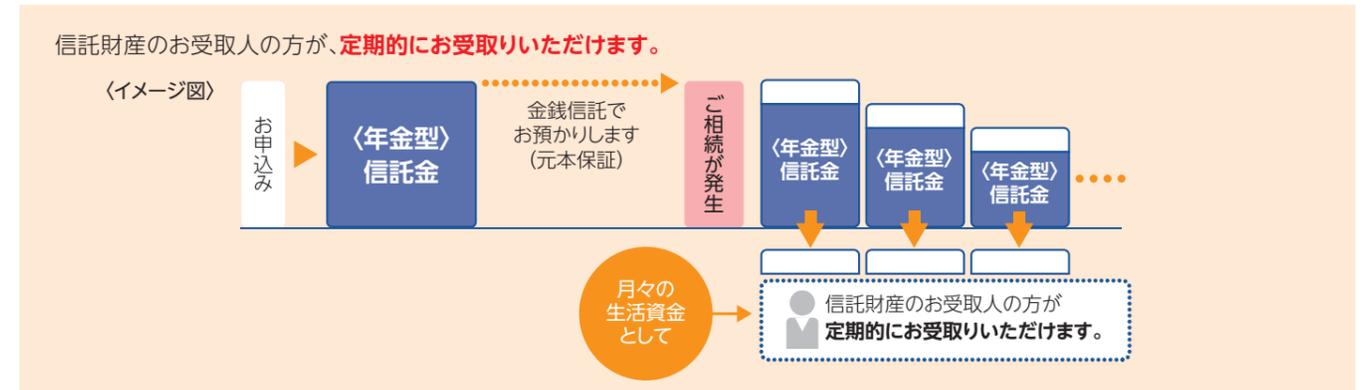
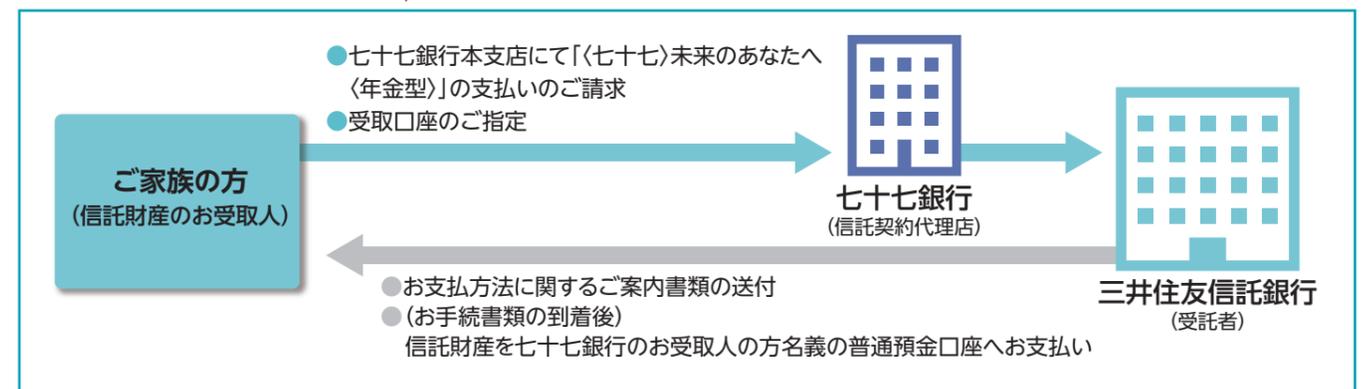
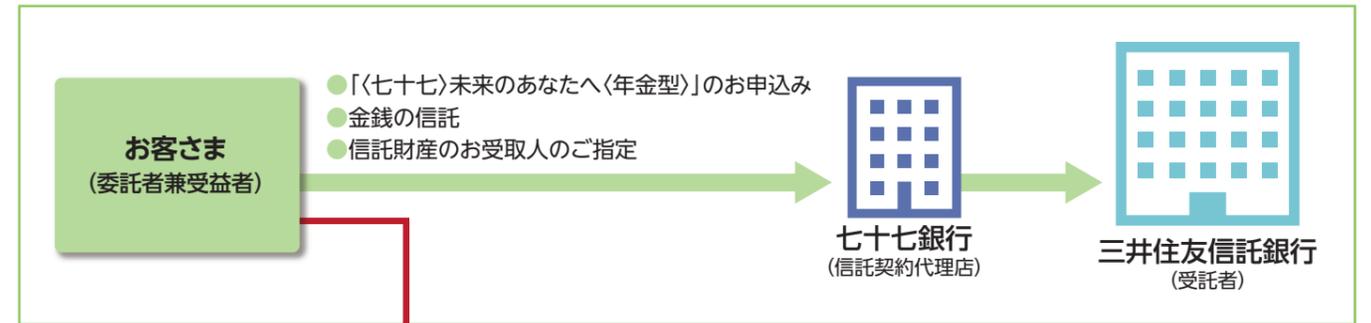


あす
〈七十七〉未来のあなたへ〈年金型〉

「〈七十七〉未来のあなたへ〈年金型〉」の仕組み

「自分にもしものことがあった時、のこされた家族が安心して生活できるよう、定期的に生活資金を受取れるようにしたい」というご家族への想いにお応えするために、ご相続発生後もお預かりした信託財産を管理し、ご家族をささえます。「〈七十七〉未来のあなたへ〈年金型〉」は、お客さまに相続が発生した後に、あらかじめご指定いただいたお客さまのご家族の方にお預かりしている信託財産を定期的にお支払いする商品です。
月々の生活資金として、定期的にご家族の方がお受取りいただけます。

- 元本補てん契約のある金銭信託にお預け入れいただきます。
- お申込時に、お客さまの法定相続人の中から信託財産のお受取人をお一人ご指定いただきます。
- ご相続が発生した際、信託財産のお受取人の方が七十七銀行本支店に所定の書類をお持ちいただくことで、本信託でお預かりしている信託財産から、毎月または隔月ごとに年金をお受取りいただけます。



お申込み

個人のお客さまが対象です。

お客さまお一人につき、複数契約お申込みいただけます。また、本商品の一時金型、年金型、三井住友信託銀行の同種の商品を含む各契約の入金金額の合計は3,000万円までとなります。

商品名	〈七十七〉 ^{あす} 未来のあなたへ〈一時金型〉 特約付指定金銭信託〈一時金R型〉	〈七十七〉 ^{あす} 未来のあなたへ〈年金型〉 特約付指定金銭信託〈年金R型〉
お申込金額	100万円以上3,000万円以下(1円単位)	500万円以上3,000万円以下(1円単位)
信託期間	信託契約日から信託終了日(相続の発生等)までとします。	5年以上25年以内(年単位)
追加信託	信託設定後の追加入金はできません。	信託設定後、5,000円以上(1円単位)で信託金の追加をすることができます。ただし、追加信託後の各ご契約のお申込金額の合計は3,000万円までとなります。
信託報酬	①設定時信託報酬: 信託元本の1.65%(税込)を申受けます(一円未満切捨て)。 ②運用信託報酬: 毎年3・9月25日に、信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受します。	
信託財産のお受取人のご指定	お客さまの法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等の中からお一人さま、または一法人をご指定いただけます。	お客さまの法定相続人の中からお一人ご指定いただけます。
相続発生後のご家族の方の受取方法	信託財産を一括でお受取りいただけます。	①受取サイクル 「毎月26日」または「隔月26日」からご選択いただけます。 ②1回あたりの受取金額 1万円以上1万円単位でご指定いただけます。 ※年間の受取金額が、申込金額の5分の1を超えない金額でご指定ください。
その他	●お預け入れいただく金銭信託は元本補てん契約が付与されています(元本保証商品)。 ●また、元本は預金保険制度の対象となっていますので、万一三井住友信託銀行が払い戻しを停止した場合においても、預金保険の保険金の範囲までは保護されます。 ●信託収益については、預金保険制度の対象ではありません。 ●本商品お申込み時には、三井住友信託銀行による審査がございます。審査によりお預け入れいただけない場合がございますのでご了承ください。	

〈七十七〉未来のあなたへ〈一時金型〉 ご注意いただきたい事項

〈金銭信託について〉 ●証書式のみのお取扱いとなります。●やむを得ない事情によりご解約のお申し出があった場合は、中途解約に応じることがあります。中途解約には、お手数料がかかります。

〈信託財産のお受取人(帰属権利者)のご指定について〉 ●信託財産のお受取人は国内居住の方をご指定ください。お申込時点で未成年の方を指定することはできません。●1契約に複数のお受取人の方をご指定いただくことはできません。複数のお受取人の方にご資金をお渡しされたい場合は、帰属権利者ごとにご契約いただけます。●信託財産のお受取人に法定相続人以外の直系卑属またはその配偶者、提携先法人等を指定する場合は、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等を信託財産のお受取人とする各契約の入金金額合計が200万円以下とします。●信託財産のお受取人は届出により変更することができます。なお、お受取人の変更は、受託者である三井住友信託銀行が所定の書類を受領し確認した後に効力が生じます。●お申込時に、信託財産のお受取人の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただけます。お申込後に信託財産のお受取人の方のご住所などが変更になった場合は、お客さまから七十七銀行へご連絡ください。●お申込みにあたっては、ご相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。●信託財産のお受取人の方がお受取りになるご資金は、相続税の課税対象財産となります。●お申込みにあたっては、お客さまから信託財産のお受取人の方に対して「信託財産のお受取人に指定されたこと」をご連絡いただけます。また、本信託をご解約された際は、お客さまから信託財産のお受取人の方へご連絡ください。

〈七十七〉未来のあなたへ〈年金型〉 ご注意いただきたい事項

〈金銭信託について〉 ●信託期間の変更はできません。ただし、信託期間の満了日までに信託財産のお受取人の方へのお支払いを開始する場合、お支払いを開始する日から信託期間満了日までが5年未満の場合は、お支払開始日から5年後の応当日の前日を信託期間満了日とします。●通帳式のみのお取扱いとなります。●やむを得ない事情によりご解約のお申し出があった場合は、中途解約に応じることがあります。中途解約には、お手数料がかかります。

〈信託財産のお受取人(第2受益者)のご指定について〉 ●信託財産のお受取人は国内居住の方をご指定ください。●1契約に複数のお受取人の方をご指定いただくことはできません。複数のお受取人にご資金をお渡しされたい場合は、お受取人ごとにご契約いただけます。●信託財産のお受取人は届出により変更することができます。なお、お受取人の変更は、受託者である三井住友信託銀行が所定の書類を受領し確認した後に効力が生じます。●お申込時に、信託財産のお受取人の方のご氏名のほか、ご住所などをお届けいただけます。お申込後に信託財産のお受取人の方のご住所などが変更になった場合は、お客さまから七十七銀行へご連絡ください。●お申込みにあたっては、ご相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。●信託財産のお受取人の方がお受取りになるご資金は、相続税の課税対象財産となります。●お申込みにあたっては、お客さまから信託財産のお受取人の方に対して「信託財産のお受取人に指定されたこと」をご連絡いただけます。また、本信託をご解約された際は、お客さまから信託財産のお受取人の方へご連絡ください。

〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈一時金型・年金型〉

相続発生時の信託財産のお支払い

〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈一時金型〉

ご相続発生時は、信託財産のお受取人の方が七十七銀行本支店にご来店の上、お手続きをお願いいたします。本信託でお預かりしている信託財産は、下記の書類等をお持ちいただくことで、遺産分割協議前でも迅速にお受取りいただけます。

お支払い時に必要な書類等

- ①委託者の方のご逝去が確認できる書類(死亡診断書(写し)または除籍謄本(原本)等)
- ②委託者の方の金銭信託証書(〈七十七〉未来のあなたへ〈一時金型〉)
- ③信託財産のお受取人の方の本人確認書類※
※運転免許証、パスポートなど(改姓名等されている場合は、その旨も確認させていただきます。)
- ④信託財産のお受取人の方のご印鑑
- ⑤信託財産のお受取人の方の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード等)

〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈年金型〉

ご相続発生時は、信託財産のお受取人の方が七十七銀行本支店にご来店の上、お手続きをお願いいたします。

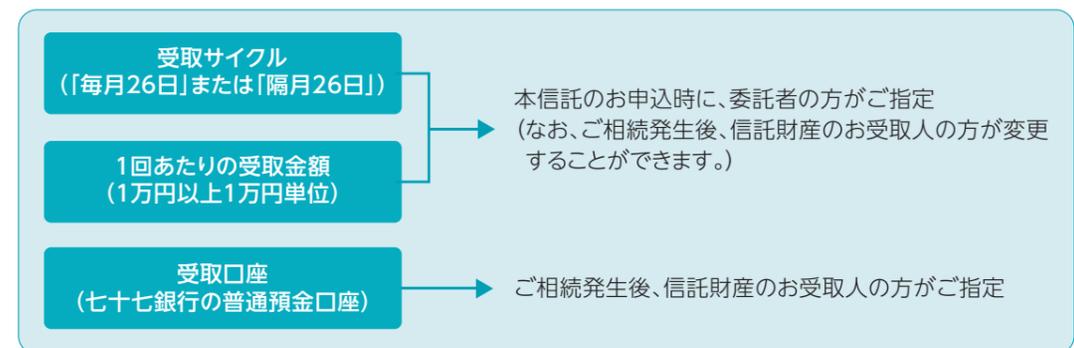
お支払い時に必要な書類等

- ①委託者の方のご逝去が確認できる書類(死亡診断書(写し)または除籍謄本(原本)等)
- ②委託者の方の金銭信託通帳(〈七十七〉未来のあなたへ〈年金型〉)
- ③信託財産のお受取人の方の本人確認書類※
※運転免許証、パスポートなど(改姓名等されている場合は、その旨も確認させていただきます。)
- ④信託財産のお受取人の方のご印鑑
- ⑤信託財産のお受取人の方の個人番号確認書類(個人番号カード、通知カード等)

受取口座のご指定

毎月または隔月ごとに受取る信託財産の受取口座をご指定ください。

※受取口座は、信託財産のお受取人の方名義の七十七銀行の普通預金口座をご指定いただけます。



お受取りの開始

- お手続き月の翌月から受取開始となります。
- 受取日は、「毎月26日」または「隔月26日」となります(26日が銀行休業日の場合は前営業日となります)。

本信託における法務上・税務上等の取扱いについては、弁護士・税理士等専門家にご相談ください。

〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈一時金型〉〈年金型〉の



申込時

Q 〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈一時金型〉と〈年金型〉の信託財産の受取人は、同じ家族を指定できますか。

A 同じご家族をご指定いただくことができます。ただし、お申込みにあたっては、相続人の方の遺留分等を考慮いただき金額をご決定ください。また、本商品の一時金型、年金型、三井住友信託銀行の同種の商品を含む各契約の入金金額の合計は3,000万円までとなります。

Q 〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈一時金型〉と〈年金型〉の信託財産の受取人は、法定相続人以外の方を指定できますか。

A 〈七十七〉未来のあなたへ〈一時金型〉に限り、信託財産のお受取人としてお客さまの法定相続人に加え、直系卑属またはその配偶者の中からお一人をご指定いただけるほか、提携先法人等を指定することも可能です。ただし、法定相続人以外の方をお受取人とする各契約の入金金額の合計は、200万円以下とします。

契約期間中

Q 信託期間中に追加入金することはできますか。

A 〈七十七〉未来のあなたへ〈年金型〉のみ、委託者の方が追加入金をすることができます(5,000円以上1円単位)。ただし、追加信託後の各ご契約のお申込金額の合計は3,000万円までとなります。なお、ご相続発生後、信託財産のお受取人の方が追加入金することはできません。

Q 信託財産の受取人が先に亡くなったのですが、手続きは必要ですか。

A お手数ですが、七十七銀行のお取引店にご連絡いただき、新たにお受取人をご指定ください。

相続時

Q 受取人が受取る信託金は、相続税の課税対象となりますか。

A 相続税の課税対象となります。税務上のお取扱いは、税理士等専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

Q 〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈年金型〉は、相続発生後、いつから受取ることができますか。

A 信託財産のお受取人の方が七十七銀行本支店にご来店の上、お手続きいただいた後、お手続き月の翌月からお受取開始となります。ご相続発生後、すみやかに手続きください。

Q 〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈年金型〉は、相続発生後、受取人が「受取サイクル」や「1回あたりの受取金額」を変更できますか。

A ご相続発生後、信託財産のお受取人の方が変更することができます。

Q 〈七十七〉^{あす}未来のあなたへ〈年金型〉は、受取開始後、毎月(または隔月)の受取時に都度手続きが必要ですか。

A 受取開始後は、毎月(または隔月)のお受取時に都度お手続きは必要ございません。毎月26日(または隔月26日)にご指定の受取口座にご入金します(26日が銀行休業日の場合は前営業日にご入金します)。

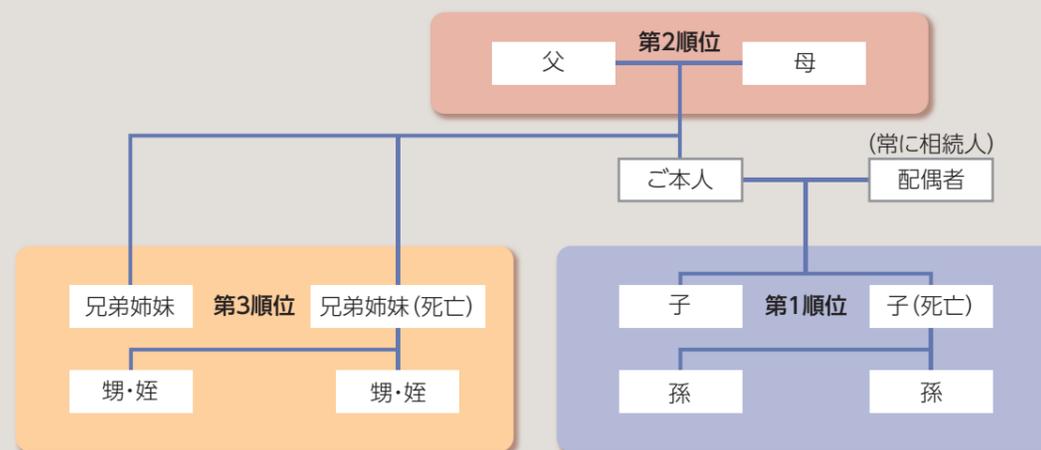
法定相続人と遺留分について

〈法定相続人の範囲と順位〉

民法の規定により相続人となる人を法定相続人といいます。配偶者は常に相続人になります。血族相続人(子・直系尊属(父母)・兄弟姉妹)は相続順位が定められており、先順位の者が優先して相続人になります。血族相続人は子が第1順位、父母が第2順位、兄弟姉妹が第3順位になり、第1順位の子が存在する場合は第2順位、第3順位の者は相続人になりません。

〈遺留分制度〉

民法では、一定の相続人に対して最低限の相続割合を定めています。これを「遺留分」といいます。財産の分け方が、この遺留分を侵害することになった(最低限の相続割合を下回った)場合、相続開始後、遺留分を侵害された相続人は、侵害した他の相続人に対し、その侵害された金額の範囲内で金銭債権として請求することができます。遺留分を主張することができる相続人は、配偶者、直系卑属、直系尊属に限られ、遺留分の割合も定められています。兄弟姉妹には遺留分はありません。



法定相続割合と遺留分割合について 法定相続割合(下段は遺留分)

相続人の組合せ	配偶者のみ	子のみ	父母等(直系尊属)のみ	兄弟姉妹のみ	配偶者と子	配偶者と父母等(直系尊属)	配偶者と兄弟姉妹
配偶者	全部(遺留分1/2)				1/2(遺留分1/4)	2/3(遺留分1/3)	3/4(遺留分1/2)
子		全部(遺留分1/2)			1/2(遺留分1/4)		
父母等(直系尊属)			全部(遺留分1/3)			1/3(遺留分1/6)	
兄弟姉妹				全部(遺留分なし)			1/4(遺留分なし)

※相続人になるはずだった子や兄弟姉妹が被相続人よりも先に死亡している場合は、その子が死亡した人に代わって相続権を引き継ぎます。子の場合は孫、孫も死亡している場合はひ孫と再代襲相続が認められますが、兄弟姉妹の場合は、その子(被相続人にとって甥・姪)に限り代襲相続が認められます。
※子、直系尊属、兄弟姉妹について同順位の相続人が複数いる場合は、相続分を均等に人数で割ります。